

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年8月8日
【四半期会計期間】	第51期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	株式会社タナベ経営
【英訳名】	TANABE MANAGEMENT CONSULTING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木元 仁志
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原3丁目3番41号
【電話番号】	06(7177)4000
【事務連絡者氏名】	管理本部 副本部長兼経理部長兼経営企画室長 川本 喜浩
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原3丁目3番41号
【電話番号】	06(7177)4000
【事務連絡者氏名】	管理本部 副本部長兼経理部長兼経営企画室長 川本 喜浩
【縦覧に供する場所】	株式会社タナベ経営 東京本部 （東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期 第1四半期 累計期間	第51期 第1四半期 累計期間	第50期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高 (千円)	1,219,448	1,606,734	6,709,251
経常利益又は経常損失() (千円)	57,020	63,708	550,896
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失() (千円)	33,226	37,054	260,895
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,772,000	1,772,000	1,772,000
発行済株式総数 (株)	8,754,200	8,754,200	8,754,200
純資産額 (千円)	8,306,056	8,434,849	8,596,295
総資産額 (千円)	9,925,362	10,221,527	10,410,683
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	3.84	4.28	30.11
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	22.00
自己資本比率 (%)	83.7	82.5	82.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については重要な関連会社がないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- また、第50期第1四半期累計期間においては、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等の牽引により企業の生産活動は緩やかに回復し、企業収益にも持ち直しの動きがみられる等、景気は回復基調となっております。しかしながら、欧州政府債務危機を巡る不確実性を背景に、金融市場の変動や景気等の下振れリスクは依然として払拭されず、先行きは不透明な状況で推移しております。

このような経済環境のなか、当社は組織力の強化と顧客創造システムの再構築に取り組み、成長力と収益力の更なるパワーアップに努めてまいりました。

管理面におきましても、人材採用力の強化と全社人材育成の見える化によるモチベーションと能力向上を推進するとともに、リスクマネジメントの強化や業務効率化と経費見直しによるコスト削減にも注力してまいりました。

このような取り組みの結果、当第1四半期累計期間の売上高は、16億6百万円（前年同期比31.8%増）となり、営業利益54百万円（前年同期は営業損失71百万円）、経常利益63百万円（前年同期は経常損失57百万円）、四半期純利益37百万円（前年同期は四半期純損失33百万円）となりました。

なお、当社が販売しているビジネス手帳（暦年版）が第1四半期会計期間、第2四半期会計期間、第4四半期会計期間に比べ、第3四半期会計期間に販売が集中する傾向があるため、業績に季節的変動があります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(コンサルティング統轄本部)

コンサルティング統轄本部は、顧客基盤の再構築に取り組むとともに、顧客ニーズにマッチした商品開発と品質向上・ブランディングに努め、顧客開拓を推進してまいりました。

また、顧客満足度を追及し、経営協力契約の更新率の向上にも努めてまいりました。

コンサルティング部門におきましては、経営協力売上については、チームコンサルティングによるコンサルティング活動が全社的に定着したことで、契約単価アップにつながり、前年同期比16.8%の伸びとなりました。経営協力契約数についても、受注活動の回復と契約更新率アップにより、期中平均353契約（前年同期320契約）と増加しました。更に教育売上についても、過去の教育の実績とニーズに沿った提案活動により短期教育を中心に売上を伸ばしたこと等により、コンサルティング部門の売上高は、6億62百万円（前年同期比17.5%増）となりました。

セミナー部門におきましては、早い時期からのDM発信や組織力を活かした営業活動により、新入社員セミナーと春季幹部候補生スクール共に申込者数及び受講者数が増加したこと等により、売上高は1億30百万円（前年同期比14.1%増）となりました。

研修センター部門におきましては、新入社員研修等の大型受注により、売上高は44百万円（前年同期比44.1%増）となりました。

このような結果、コンサルティング統轄本部の売上高は、8億40百万円（前年同期比18.1%増）となり、セグメント利益は1億45百万円（前年同期比163.9%増）となりました。

(ネットワーク本部)

ネットワーク本部は、金融機関、会計事務所に加え、社会保険労務士事務所との提携を更に深め土業開拓を進めるとともに、チャネル別の新商品開発に取り組み、顧客基盤の拡大に努めてまいりました。

また、目標管理制度の運用を強化し、明確な目標設定とシナリオの指導による若手人材育成にも注力してまいりました。

このような結果、イーグルクラブ(E C)等の会員組織の有料会員数増加には至らなかったものの、金融機関や会計事務所において実施した勉強会やT N Sの情報提供料の売上は堅調に推移したこと等により、売上高は91百万円(前年同期比2.8%増)となり、セグメント利益は7百万円(前年同期比41.4%減)となりました。

(S P 事業部)

S P 事業部は、新規顧客開拓に重点をおき、顧客基盤の拡大に尽力してまいりました。

こうした中で、顧客企業の販促予算の拡大もあり、大きなロット案件の提案機会が増える等、好調な受注状況が続いており、売上高は6億74百万円(前年同期比61.1%増)となり、セグメント損失は75百万円(前年同期はセグメント損失1億18百万円)となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000
計	35,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,754,200	8,754,200	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	8,754,200	8,754,200	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年4月1日 ~ 平成24年6月30日	-	8,754,200	-	1,772,000	-	2,402,800

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 90,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,647,700	86,477	-
単元未満株式	普通株式 16,000	-	-
発行済株式総数	8,754,200	-	-
総株主の議決権	-	86,477	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社タナベ経営	大阪市淀川区宮原 3丁目3番41号	90,500	-	90,500	1.03
計	-	90,500	-	90,500	1.03

(注)当第1四半期会計期間末現在、自己株式を90,509株所有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,261,194	1,913,580
受取手形及び売掛金	583,761	514,513
有価証券	1,499,304	1,698,684
商品	41,711	41,457
原材料	12,757	51,060
その他	191,963	444,801
貸倒引当金	5,159	4,619
流動資産合計	4,585,533	4,659,478
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,095,462	1,081,900
土地	2,180,818	2,180,818
その他(純額)	58,726	63,068
有形固定資産合計	3,335,007	3,325,787
無形固定資産	28,987	27,643
投資その他の資産		
その他	2,461,158	2,208,618
貸倒引当金	3	1
投資その他の資産合計	2,461,155	2,208,617
固定資産合計	5,825,149	5,562,048
資産合計	10,410,683	10,221,527
負債の部		
流動負債		
買掛金	249,336	206,637
未払法人税等	91,966	36,435
賞与引当金	161,500	93,800
その他	617,037	916,346
流動負債合計	1,119,840	1,253,219
固定負債		
退職給付引当金	245,505	246,655
役員退職慰労引当金	436,767	274,527
その他	12,274	12,274
固定負債合計	694,547	533,457
負債合計	1,814,387	1,786,677

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,772,000	1,772,000
資本剰余金	2,402,847	2,402,847
利益剰余金	4,554,946	4,401,399
自己株式	39,066	39,066
株主資本合計	8,690,728	8,537,181
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	28,994	36,894
土地再評価差額金	65,437	65,437
評価・換算差額等合計	94,432	102,331
純資産合計	8,596,295	8,434,849
負債純資産合計	10,410,683	10,221,527

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	1,219,448	1,606,734
売上原価	662,273	905,866
売上総利益	557,174	700,867
販売費及び一般管理費	629,015	646,638
営業利益又は営業損失()	71,840	54,229
営業外収益		
受取利息	7,468	4,930
受取賃貸料	5,005	1,674
その他	4,316	5,720
営業外収益合計	16,790	12,325
営業外費用		
有価証券償還損	-	2,830
保険解約損	1,968	-
雑損失	2	16
営業外費用合計	1,971	2,846
経常利益又は経常損失()	57,020	63,708
特別損失		
固定資産除売却損	-	172
特別損失合計	-	172
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	57,020	63,536
法人税等	23,794	26,481
四半期純利益又は四半期純損失()	33,226	37,054

【会計方針の変更】

	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却方法の変更	当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。これによる当第1四半期累計期間の損益への影響は軽微であります。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形	6,726千円	1,311千円

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費	24,950千円	22,777千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	190,605	22	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	190,601	22	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	コンサルティング 統轄本部	ネットワーク 本部	S P 事業部			
売上高						
外部顧客への 売上高	711,569	89,069	418,809	1,219,448	-	1,219,448
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	2,550	1,834	313	4,698	4,698	-
計	714,120	90,903	419,123	1,224,147	4,698	1,219,448
セグメント利益 又は損失()	55,153	12,960	118,866	50,752	21,088	71,840

(注)1. 調整額は、セグメント間取引消去と報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	コンサルティング 統轄本部	ネットワーク 本部	S P 事業部			
売上高						
外部顧客への 売上高	840,484	91,540	674,709	1,606,734	-	1,606,734
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	3,930	1,325	386	5,643	5,643	-
計	844,415	92,866	675,096	1,612,377	5,643	1,606,734
セグメント利益 又は損失()	145,556	7,590	75,531	77,615	23,386	54,229

(注)1. 調整額は、セグメント間取引消去と報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これによる当第1四半期累計期間の損益への影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()	3円84銭	4円28銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(千円)	33,226	37,054
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(千円)	33,226	37,054
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,663	8,663

(注)当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

また、前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月8日

株式会社タナベ経営
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 正紀 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神前 泰洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タナベ経営の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第51期事業年度の第1四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タナベ経営の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。